

新城市民病院 新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託
プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 件名

新城市民病院 新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託

(2) 目的

現在の病棟は昭和 57 年から平成 8 年までに整備されており、既に供用開始から 28 年から 42 年が経過し、建物・設備の老朽化が進行している。当院が、今後も質の高い医療の提供や、救急医療をはじめとする政策医療の重責を担い、東三河北部地域の基幹病院としての役割を十分に発揮するためには新病院建設を検討する必要がある。

本業務は、有識者等から構成する基本構想検討委員会（仮称）の意見を反映するとともに、令和 4 年度に策定した「新城市民病院あり方検討会報告書」や令和 5 年度に策定した「新城市民病院経営強化プラン」及び愛知県地域医療構想による検討状況、東三河北部医療圏の長期的な医療体制のあり方等を踏まえた基本構想及び基本計画の策定を行うため、技術的な知見や幅広い経験を持ったコンサルタントに必要な業務を委託すべく、適切な候補者を選定するものである。

(3) 内容

I. 基本構想

基本構想を策定する上で必要となる基礎調査は、令和 4 年度に策定した「新城市民病院あり方検討会報告書」、令和 5 年度に策定した「新城市民病院経営強化プラン」の内容を参考にすることを基本とする。

① 基礎調査・分析及び課題整理

- ・ 外部環境、内部環境調査
医療需要関係、将来需要予測、各部門の業務量・件数、経営状況 等
- ・ 厚生行政動向調査
愛知県地域保健医療計画・愛知県地域医療構想・診療報酬制度 等
- ・ 課題の整理
基礎調査・分析を踏まえた課題の明確化

② 新病院の基本方針

- ・ 将来の病院像やコンセプト
果たすべき役割・機能、5 疾病 6 事業に対する役割、重点機能の整理
- ・ 医療機能
標榜診療科、病床数・病床種別、想定外来患者数 等
- ・ 面積要件、敷地配置計画
想定延床面積、階層構成の想定、新病院敷地に対する建物配置、外部からのアク

セス

- ・事業計画

整備手法（設計・施工発注方式）の検討、整備スケジュールの作成、概算事業費（医療機器・什器備品・医療情報システム含む）及び事業収支シミュレーションの作成、建築単価の動向確認・調査

③ 職員意見聴取

- ・幹部ヒアリングの実施、結果報告書の作成
- ・職員アンケートの実施、結果報告書の作成

④ 市民意見の収集・対応（パブリックコメント等）

- ・患者アンケートの実施、結果報告書の作成
- ・市民１００人ワークショップ（仮称）開催及び準備（１～２回程度開催予定）、結果報告書の作成
- ・パブリックコメント
意見への回答支援、意見の反映

⑤ 基本構想検討委員会（仮称）の開催支援（３回程度開催予定）

- ・会議への出席
- ・会議へ提示する資料作成支援
- ・必要に応じ、会議に提示した資料の説明
- ・基本構想案作成及び調整
- ・会議録作成
- ・その他必要な事項

⑥ 移転候補地における検討資料作成

- ・関係法令の整理
- ・インフラ・周辺環境等の調査
- ・移転候補地の課題の整理・評価・選定支援
- ・概算事業費算定に関する資料作成

※新城市民病院あり方検討会報告書のとおり移転新築を想定しているが、移転先の土地については現在、選定中である。

⑦ 上記内容以外に必要な事項

II. 基本計画

① 全体計画の策定

- ・新病院のコンセプト
- ・重点機能

- ・ 規模（病床数、診療科目、適正規模等）
- ② 部門別計画の策定（部門ごとに作成）
- ・ 部門ヒアリングによる意見収集及び部門計画への反映
 - ・ 各部門の基本方針、業務内容、人員配置、配置条件、必要諸室等の整理
- ③ 施設整備計画の策定
- ・ 整備方針
 - ・ 敷地配置計画（建物配置計画、外部からのアクセス計画、駐車場計画等の策定）
 - ・ 階層計画（階層構成イメージ図の策定）
 - ・ 平面計画（ブロックプランの策定）
 - ・ 構造・設備計画（構造・設備の整備方針の策定）
 - ・ 関係法令の整理
- ④ 医療機器整備計画の策定
- ・ 基本方針
 - ・ 現有品調査の実施
 - ・ 主要医療機器整備リストの作成（移設可能医療機器の精査含む）
 - ・ 概算費用の積算
- ⑤ 医療情報システム整備計画の策定
- ・ 基本方針
 - ・ 医療情報システムの整備範囲の設定
 - ・ 概算費用の積算
- ⑥ 物流計画の策定
- ・ 基本方針
 - ・ 搬送対象物品
- ⑦ 業務委託計画の策定
- ・ 基本方針
 - ・ 業務委託の範囲
- ⑧ 事業計画の策定
- ・ 整備手法（設計・施工発注方式）の更新
 - ・ 整備スケジュールの更新
 - ・ 事業費の精緻化
 - ・ 事業収支シミュレーションの精緻化

⑨ 基本計画検討委員会（仮称）の開催支援（３回程度開催予定）

- ・ 会議への出席
- ・ 会議へ提示する資料作成支援
- ・ 必要に応じ、会議に提示した資料の説明
- ・ 基本計画案作成及び調整
- ・ 会議録作成
- ・ その他必要な事項

⑩ パブリックコメントへの対応

⑪ 上記内容以外で必要な事項

III. 会議等運営支援

- ① 会議資料の作成及び説明
- ② 質疑等への対応
- ③ 議事録の作成

IV. 総務省ヒアリングに対する支援

令和４年４月１日付け総財準第７５号総務省自治財政局準公営企業室長発出の「公立病院の新設・建替等及び機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備等に係る手続等について」の通知によるいわゆる総務省ヒアリングについて、書類の作成等の支援を行う。

- V. 本業務の目的を達成する上で、有効な提案があれば盛り込むものとする。仕様に記載されていない事項は、発注者と受注者で協議し決定する。なお、本委託の性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備するものとする。

（４） 期間

契約確定日の翌日から令和９年３月１９日まで

※地方自治法第２１４条の規定による債務負担行為を設定済

※基本構想の提出を令和８年１月まで、基本計画の提出を令和８年１０月までとする。なお、提出時期は発注者と受注者と協議の上、変更することができるものとする。

２ 事業費（予算額）

総事業費 病院事業会計 金 35,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和６年度 病院事業会計 金 〇 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和７年度 病院事業会計 金 17,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度 病院事業会計 金 17,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記記載の金額は、提案の規模を示す予定価格とし、その範囲内で可能な提案を求めるものである。

※基本構想検討委員会と基本計画検討委員会、市民 100 人ワークショップ（仮称）の会場使用料、謝金、費用弁償は病院の予算より支出する。

3 実施形式

参加資格を有する業者の入札資格を妨げない公平性の確保及び広く業務に対する提案を募集して選定する客観性の確保の観点から「公募型」とする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、次に掲げる事項を満たす者とする。

- （１） 法人格を有していること。
- （２） 新城市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （３） 入札参加資格の登録希望業種のうち、物品等における「役務の提供等（調査委託）」に登録されていること。
- （４） 公告の日から見積執行の日までの期間において、新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 17 年 10 月 1 日）に基づく指名停止の措置及び新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 23 年 3 月 31 日新城市長・愛知県新城警察署長）に基づく排除の措置を受けていないこと。
- （５） 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- （６） 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年 6 月 2 日法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- （７） 国税及び地方税を滞納していないこと。
- （８） 過去 5 年（平成 31 年度以降）に、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）で、許可病床数が 150 床以上の病院の新築又は全面改修（一部を除く）に係る基本構想の策定又は基本計画の策定に係る業務を元請として 2 件以上受託した実績を有していること。なお、業務継続中の契約も実績として取り扱う。
- （９） 統括責任者をおき、各担当分野において主となって担当する主任技術者を定め主任技術者は担当分野毎に次に定める者とする。こと。

① 運営経営担当（以下②、③、④以外の業務）の主任技術者は、過去 5 年（平成

31年度以降)に150床以上の医療機関における基本構想・基本計画に関するコンサルティングの実績を有する者。

② 医療機器担当の主任技術者は、過去5年(平成31年度以降)に150床以上の医療機関における医療機器導入に関するコンサルティングの実績を有する者。

③ 医療情報システム担当の主任技術者は、過去5年(平成31年度以降)に150床以上の医療機関における医療情報システム導入に関するコンサルティングの実績を有する者。

④ 施設整備計画担当の主任技術は、過去5年(平成31年度以降)に150床以上の病院整備計画に携わった一級建築士とする。

(10) 本業務の統括責任者には、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者を配置すること。

5 募集内容

(1) 募集方法

新城市民病院公式ホームページの活用及び記者クラブ等への投げ込みなどにより広く募集する。

(2) 申込方法

参加表明書(様式2)に必要書類を添付し、実施要領で定める提出日時までに提出するものとする。

6 担当部署・事務局

新城市民病院 経営管理部総務企画課

所在地 〒441-1387 愛知県新城市字北畑32番地1

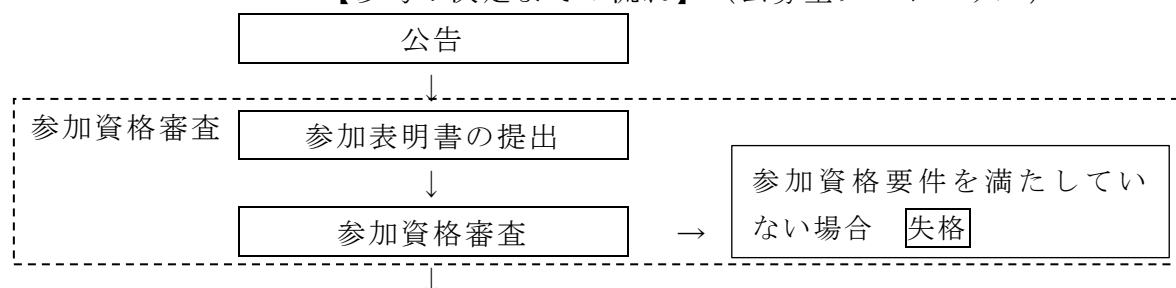
電話 0536-23-7852 (ダイヤルイン)

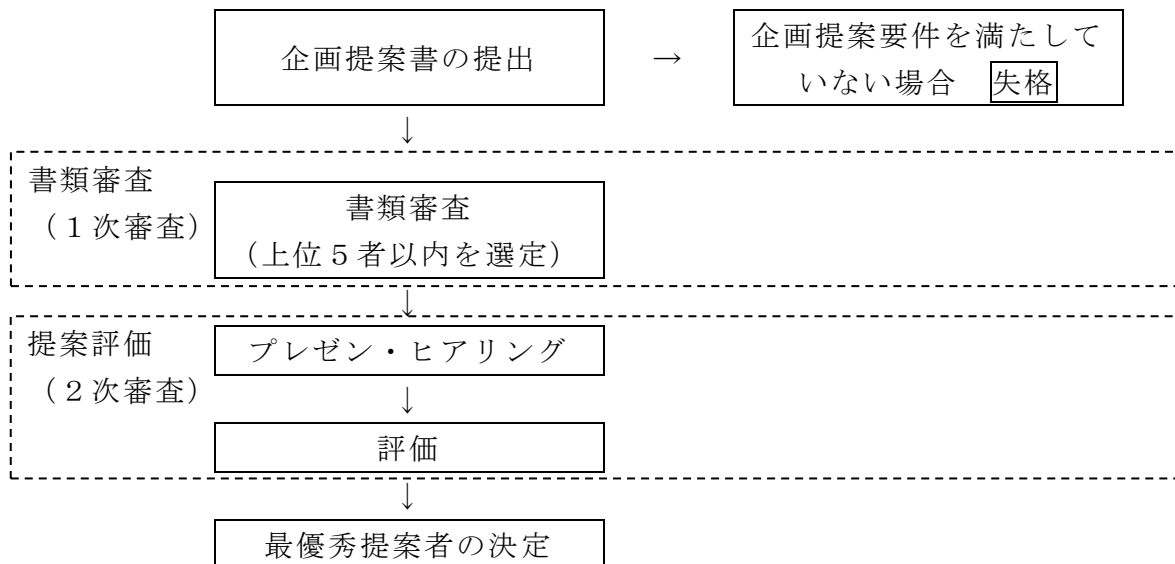
ファックス 0536-22-2850

電子メール byouin@city.shinshiro.lg.jp

7 候補者決定方法

【参考：決定までの流れ】(公募型プロポーザル)





※上記内容は、候補者決定までの主なフローであり、詳細日程は「8 実施日程」及び各関係要領等を参照すること。

8 実施日程

全体スケジュール (※全体スケジュールは、変更することがあります。)

令和6年10月23日(水)	公告、実施要領配布
令和6年11月6日(水)	質問書提出期限(受付締切)
令和6年11月13日(水)	質問に対する回答期限
令和6年11月20日(水)	参加表明書提出期限(受付締切)
令和6年11月27日(水)頃	参加資格通知
令和6年12月6日(金)	企画提案書提出期限
令和6年12月16日(月)	1次審査(書類審査)及び結果の通知
令和7年1月7日(火)	2次審査(提案評価)の実施、審査等
令和7年1月中旬	特定・非特定通知
令和7年1月下旬	契約締結

9 質問回答

(1) 提出方法

本プロポーザル実施に関しての質問がある場合、別紙質問書様式(様式1)に質疑事項を記載の上、事務局の電子メールアドレスに添付ファイルとして提出(送信)すること。

なお、質問提出後、事務局へ電話でメール着信の確認をすること。

(2) 提出期限

令和6年10月23日(水)から令和6年11月6日(水) 17時15分まで(必

着)

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和6年11月13日(水)までに新城市民病院公式ホームページ上に掲載することとし、個別の回答は行わない。

新城市民病院公式ホームページURL:

<https://www.city.shinshiro.lg.jp/hospital/shokai/koho/keikaku/index.html>

その他(留意事項)

ア 電子メールの件名(タイトル)は「【プロポーザル質問書】社名(事業者名)」とすること。

イ 添付ファイルは、必ずウイルスチェック(ウイルススキャン)を実施し、コンピュータウイルスに感染していないことを確認した上で送信すること。

ウ 質問内容を確認するため、事務局から問い合わせをする場合がある。

エ 持参、口頭又はファックスによる質問は受け付けない。

オ 質問に対する回答は、本実施要領を補完するものとする。

10 参加資格審査

(1) 申込方法

本プロポーザルへ参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる書類に必要な事項を記載の上、事務局へ持参(受付は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までの間に限る。)、郵送又は宅配便により提出すること。

提出書類	様式	提出部数
参加表明書	様式2	1部
公募型プロポーザル応募資格要件について	様式3	
事業者概要	様式4	
基本構想の策定もしくは基本計画の策定に係る業務を元請として受託した実績	様式5	
暴力団排除に係る調査承諾書	様式6	
国税及び地方税に係る納税証明書	提出前3か月以内 写し可	

(2) 申込期限

令和6年11月20日(水) 17時15分まで(必着)

(郵送の場合は、期限内必着とする。)

(3) 参加資格通知

参加希望者について、参加表明書等の書類により参加資格要件を満たしているか確認し、その結果を令和6年11月27日(水)までに電子メールにて参加希望者へ通知することとする。

なお、結果通知で参加資格を有することを認めた者(以下「提案者」という。)は、「11 提案書等作成方法及び辞退届の提出」に基づき、必要書類を作成し、提出すること。

また、参加資格審査に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

11 提案書等作成方法及び辞退届の提出

(1) 提出方法

提案書等は、別紙「新城市民病院 新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務プロポーザル提案書作成要領」に基づき作成し、提出期限までに事務局へ持参(受付は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までの間に限る。)、郵送又は宅配便により提出すること。

(2) 提出期限

令和6年12月6日(金) 17時15分まで(必着)

(3) その他

プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届(様式7)を「6 担当部署・事務局」に提出すること。

12 評価方法

(1) 評価委員会

「新城市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、新城市民病院 新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託プロポーザル評価委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(2) 委員構成

委員会の評価委員(以下「委員」という。)氏名については、公正性を確保するため公表しないものとする。

(3) 評価方法

評価は、委員が別紙「新城市民病院 新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル評価基準」に基づき評価する。提案者が1者であっても第2次審査まで実施し、合格点であれば有効とする。

(4) 企画提案要件

企画提案書とともに提出された参考見積金額が実施要領「2 事業費(予算額)」に示す金額を超えている場合、失格とする。

(5) 書類審査(1次審査)

企画提案書等の提出書類による書類審査とし、評価基準に基づいて評価し、評価点の上位 5 者以内を選定する。なお、1 次審査の評価点が同点の場合、4) 企画提案書の評価点が高い者から順位を付ける。

提案者が 5 社以内の場合についても書類審査を開催する。

委員会による書類審査となるため、提案者の出席は不要とする。

(6) 提案評価（2 次審査）

ア プレゼンテーション・ヒアリングの実施

実施日は令和 7 年 1 月 7 日（火）予定とする。

プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて 20 分以内で説明するものとし、ヒアリング（質疑応答）は 20 分以内とする。なお、プレゼンテーション・ヒアリングで使用する資料は、提出書類（企画提案書等）に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

2 次審査に関する実施日、実施場所、実施時間、その他詳細については、提案者に通知する。

イ 使用機器等

パワーポイント等を用いる場合は、プロジェクター、スクリーン及びケーブル（D-Sub15 ピン（ミニ）及び HDMI）は事務局で用意するが、その他の機器は提案者で用意すること。

ウ その他（留意事項）

（ア）プレゼンテーション・ヒアリングの出席者は、3 名以内とすること。なお、配置予定技術者一覧（様式 9）に記載の統括責任者又は主任技術者が参加することが望ましい。

（イ）プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とし提案者を特定することができる内容の記述又は発言をしないこと。

（ウ）プレゼンテーション・ヒアリングの実施順序は、提案書の受付順とする。

(7) 評価点

審査に参加した委員が評価した点数の合計平均が 60 点以上かつ最上位の提案者を最優秀提案者（以下「契約候補者」という。）とする。

13 評価結果（特定・非特定通知）

評価結果は、市から全ての提案者に対して電子メールと書面にて通知する。

14 見積提出（契約候補者）

契約候補者より、当該業務に係る見積書の提出を求めるものとする。

(1) 提出方法

1 部 ※見積書内訳を提出すること。

(2) 提出様式

見積書様式は、市で定める様式を使用すること。なお、見積内訳様式については、任意様式とする。

(3) 提出場所

「6 担当部署・事務局」と同じ。

(4) 提出日時

詳細日時については、契約候補者へ通知する。

(5) 提出方法

詳細方法については、契約候補者へ通知する。

15 契約締結

採択された契約候補者と提出された提案書をもとに協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

ただし、契約候補者と協議が整わなかった場合、次点の者と協議するものとする。

16 提出書類の取り扱い

(1) 返却

提出書類等については、一切返却しないものとする。

(2) 保管及び廃棄

提出書類等については、新城市公文書管理規程（平成17年訓令第7号）の規定に基づき保存及び廃棄するものとする。

(3) 著作権

ア 提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、新城市は本プロポーザルの実施において必要の範囲で複製することができるものとする。

イ 新城市が提案書を他に利用しようとする場合は、あらかじめ提案者の承諾を得た上で、無償で使用及び複製できるものとする。

17 情報公開

本プロポーザルの特定者については、新城市民病院公式ホームページで公開するものとする。

なお、参加表明書類及び提案書に関しては公表しないものとする。ただし、新城市情報公開条例（平成17年条例第25号）の規定に基づき、本プロポーザルに関する公文書の開示請求があった場合は、提出書類を開示する場合がある。なお、非公開としたい情報がある場合は、非公開としたい情報届出書（様式10）により届け出ること。ただし、届出があった場合においても、新城市情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当しない場合には、

開示とする。

18 その他

(1) 必要経費負担

本プロポーザルの実施における書類等の作成及び提出並びにプレゼン等に係る一切の経費は、参加希望者の負担とする。

(2) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書類、提案書に虚偽の内容が記載されているとき。

ウ 委員、その他関係者に対し不当な活動を行った事実が認められるとき。

エ 提出書類が本実施要領に定める以外の方法により作成又は提出したとき。

オ 前各号に定めるもののほか、本プロポーザルの提案にあたり著しく信義に反する行為等により委員会が失格であると認めたとき。

カ 参考見積金額が実施要領「2 事業費（予算額）」に示す、各年度の及び総事業費の金額を超えているとき。

キ 審査に参加した委員が評価した点数の合計平均が60点に満たないとき。

(3) 言語等

本プロポーザルの実施において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間及び単位は、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(4) 異議申し立て等

本プロポーザルの審査に関する問い合わせ及び評価結果の異議申し立てについては受け付けない。

(5) 営業行為の制限

本プロポーザルの告示の日から契約締結までの期間中、新城市に対し本業務に関する営業行為を禁止とする。

(6) 提案書の閲覧

提案者は、本プロポーザルで使用した提案書を雑誌、広報紙、その他一般の閲覧に供する場合は、あらかじめ新城市の承諾を得ること。

(7) 委託料の支払い

委託料の支払いは、「1 事業概要（4）」に示した、年度ごとの成果目標及び要求水準に応じた資料・電子データ等の納品に対して検査を行い、検査の結果合格と認められた場合、請求に基づいて支払うものとする。